



# 冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和5年11月22日～令和6年2月29日】

令和6年  
4月号

## 1. 新年度のはじまりには 十分な安全教育を!!



新年度が始まり、新入社員の入社、部署や係の変更・配置換え、立場の変更等、多くの方が新しい環境になっていると思います。これから末永い職業生活を進める新入社員や新しい業務を行う人には、初めの段階である「今」、十分な安全衛生教育を行いましょ。労働災害は経験期間の短い人が多い特徴があることにも留意しましょ。

### 〈雇入時、作業内容変更時に必要な教育項目〉

- 一. 有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三. 作業手順に関すること。
- 四. 作業開始時の点検に関すること。
- 五. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

## 2. 4月から始まる新ルール!!

令和6年4月から始まる安全衛生関係の新ルールとして、次のものがあります。該当しそうなものがありましたら、内容をご確認の上、適切なお対応をお願いします。

### 1. 足場

幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。(規則と手すり先行工法等に関するガイドラインが改正)

### 2. 一般的健康

- ① 定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いとして、随時中性脂肪により検査を行うことが可となります。
- ② 医療提供体制の確保に必要な者として時間外労働の上限特例が規定されている医師について、健康確保措置としての面接指導の内容等の規定がスタートします。

### 3. 化学物質

- ① 化学物質規則の大転換が、令和4年5月31日～、令和5年4月1日～、令和6年4月1日～の3段階に分けてスタートするうちの最後のものが始まります。「化学物質管理者の選任」「保護具着用管理責任者の選任」「雇入時教育の充実」「第三管理区分事業場の措置強化」などがあります。
- ② 名称等を表示及び通知すべき化学物質等が追加されます。
- ③ 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の留意事項として、「その他参考となる事項」内に、参考とした出典と環境影響情報を記載することが望ましくなります。
- ④ 特化則の有害性の揭示対象は、全ての特定化学物質に拡大されます。使用すべき保護具の揭示の対象については特別管理物質及び保護具の使用義務がある作業場所に限定されることに留意することになります。
- ⑤ 労働安全衛生規則第577条の2第3項に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものが、約80物質追加されます。

## 3. 熱中症対策のご準備を!!

**STOP! 熱中症**  
**クールワークキャンペーン**

準備 キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

**準備期間(4月)にすべきこと**

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょ

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

- ⑥ 令和6年4月から施行される安衛則第594条の2第1項に適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質が示されているとともに、留意事項が示されています。
  - ⑦ 第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等が告示として示されています。
  - ⑧ 化学物質管理者講習の内容が示されています。
  - ⑨ 「作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」が、個人サンプリグ法の対象物質等の追加に伴い改正されます。
  - ⑩ 「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」が策定されました。
4. 石綿  
除じん性能を有する電動工具の使用が認められるなどの改正がスタートします。(規則と指針が改正)

【関連通達番号】詳細は以下の文書でご確認ください。

- 1 …令和5年3月14日付け基発0314第2号  
、令和5年12月26日付け基発1226第2号
- 2①…令和5年7月31日付け基発0731第3号
- 2②…令和4年1月19日付け基発0119第2号
- 3①…令和4年5月31日付け基発0531第9号
- 3②…令和4年2月24日付け基発0224第1号
- 3③…令和4年5月31日付け基発0531第1号
- 3④…令和5年4月21日付け基発0421第1号
- 3⑤…令和4年12月26日付け基発1226第4号
- 3⑥…令和5年7月4日付け基発0704第1号
- 3⑦…令和4年11月30日付け基発1130第1号
- 3⑧…令和4年9月7日付け基発0907第1号
- 3⑨…令和5年4月17日付け基発0417第4号
- 3⑩…令和5年10月17日付け基発1017第1号
- 4 …令和5年8月29日付け基発0829第1号  
、令和5年8月29日付け基発0829第1号

## 4. 表彰しました



後列左から、日〆岩手様、日本端子花泉工場様、UBE三菱セメント様、平野組様  
前列左から、開建設様、ニッコー・ファインメック様、若手、日本端子花泉工場様、平野組様

事例集は、若手労働局ホームページの「一関監督署からのお知らせ」内に掲載しています。以下は最優秀賞の事例（右は安全、左は労働衛生）です。

**◎総合的な安全管理の方法**  
◎業務特有の危険への対策

◎転倒災害防止  
◎高齢労働者の労働災害防止への配慮  
◎効果的な安全教育のやり方

◎「指差呼称」や「一人KY」などの注意行動への取組み  
◎安全意識の高揚を図る取組み  
◎その他（自由）

**【取組内容】**

毎月の安全衛生委員会において、各工程の危険箇所を抽出し、リスクアセスメント活動を実施している。

**事例①**

作業内容	危険箇所	危険要因	対策	効果
...	...	...	...	...

対策前の状態

対策後の状態

対策前の状態

対策後の状態

**事例②**

作業内容	危険箇所	危険要因	対策	効果
...	...	...	...	...

対策前の状態

対策後の状態

一関労働基準監督署では、各事業場で進める安全管理と労働衛生管理の推進の幅を広げていただくことを目的に、令和5年度後半に好事例の募集を行い、これを労働局ホームページを通して管内の各事業場の皆様に水平展開する取り組みを行いました。さらに、今般、特に模範的な事例を選定し、令和6年3月6日(水)に当監督署において表彰式を行いました。

表彰された事業場は、安全管理部門では、最優秀賞が日本端子株式会社花泉工場様、優秀賞がニッコーファインメック株式会社様、株式会社平野組様およびUBE三菱セメント株式会社若手工場様、労働衛生管理部門では、最優秀賞がニッコーファインメック株式会社様、優秀賞が株式会社開建設様、日本端子株式会社花泉工場様、株式会社日ピス若手様です。このほかにも提供いただいた事業場には感謝状を贈らせていただきました。

近々、第2回目の好事例の募集も行いたいと考えています。労働災害が多い、健康診断有所見率も高いという地域課題もあり、同じ環境下にいると管理においてもマンネリ化や行き詰まりが生じ、新たなアイデアを出すこともなかなか難しいものですが、一方で行き詰まり等を打破するには外部からの事例・情報を目にするのは新鮮（「なるほどね」「こんなやり方もあるのか」など）、新たな気づきのきっかけにできる可能性がありますので、そのようなきっかけの事例がたくさん集まればと思っています。事例募集の際には多くの事業場の皆様のご協力をお願いします。

**◎健康診断時の工夫**  
◎②食習慣改善の工夫  
◎③ウォーキングの奨励

◎①健康診断時の工夫  
◎②食習慣改善の工夫  
◎③ウォーキングの奨励

◎④運動指導の工夫  
◎⑤健康づくりへの援助  
◎⑥健康づくりの意識啓発

◎⑦産医の活用  
◎⑧有所見者への対応の工夫  
◎⑨その他

**【取組内容】**

**【健康管理シート】**

年度ごとに健康テーマを3つ策定し、従業員それぞれが選択した目標の進捗度を管理する「健康管理シート」制度を健康意識の発掘に活用しています。目標の達成状況の他、血圧などの情報を数値やグラフで可視化して衛生管理者へ提出することとしており、第三者（衛生管理者）に提出することで、現状認識と健康課題の把握に繋がっています。

開始当初は、体重、体脂肪、血圧の記録をし、従業員自ら年間目標を設定してもらっていましたが、どうしたら皆が真剣に健康課題へ向き合ってくれるかが課題でした。数値の変化を「見える化」し、全社員が個別に健康目標を設定したことにより前向きな取り組みへと発展しました（体重を〇〇kg減らす、禁煙する、〇〇km歩く等）。年末には目標達成者を表彰していますが、昨年は禁煙を達成した従業員の表彰を目の当たりにして、「自分もやる」と宣言した社員がおりました。

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年目標
体重(kg)	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
体脂肪率(%)	25.3	24.4	23.7	22.9	22.1	21.3	20.5	19.7	18.9	18.1	17.3	16.5	15.7
血圧(mmHg)	120/80	118/78	116/76	114/74	112/72	110/70	108/68	106/66	104/64	102/62	100/60	98/58	96/56
禁煙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	達成
歩数	10000	10500	11000	11500	12000	12500	13000	13500	14000	14500	15000	15500	16000

◎毎月20日までに衛生管理者に提出してください。

## 5. 労働災害の発生状況

### ★令和6年発生分 (2月末現在)

一関労働基準監督署管内の全産業における休業4日以上労働災害による死傷者数は11人で、前年同期比で-13人となりました。このうち新型コロナウイルス感染症によるもの（業務上災害と認定されたもの）は0人です。

主な業種別では、建設業が5人(前年同期比+1人)、製造業(同-4人)と社会福祉施設(同+1人)が各2人、運送業(同-2人)と通信業(同±0人)が各1人となっています。

事故の型別では、「転倒」が4人(同-10人)、「墜落、転落」(同+1人)と「交通事故」(同+2人)が各2人などとなっています。

### ★労働災害事例 (2月末把握分の一部)

《運送業》 ○事故の型：交通事故 ○休業見込み：4週間 ○40代男性（経験年数20年以上）

関東で、交差点の右折箇所を間違っで進入したことで慌ててしまい、赤信号を停止せず、さらに対向車線に入ってしまった。対向してきた大型トレーラーと衝突した。（肋骨骨折など）

《建設業》 ○事故の型：墜落・転落 ○休業見込み：3か月 ○60代男性（経験年数10年）

トラック荷台後部から乗ろうと足を荷台にかけた時、荷台の雪で滑って地面に墜落した。（踵骨折）

《建設業》 ○事故の型：墜落、転落 ○休業見込み：10日 ○40代男性（経験年数1ヶ月）

ダンプ運転席から後ろ向きに降りた際、ステップから足を踏み外して、地面に後頭部を打った。（ヘルメット着用あり）（頸椎捻挫）

《建設業》○事故の型：飛来、落下 ○休業見込み：約1ヶ月 ○70代男性（経験年数5年以上）

ユニック荷台からの荷下ろし作業で、側面アオリを開けた時、角材が足に落下した。（足甲骨折）

《建設業》 ○事故の型：切れ、こすれ ○休業見込み：7日 ○60代男性（経験年数30年以上）

法面でチェーンソーによる伐倒木の枝払い中、斜面でかがんだ際に足を滑らせてバランスを崩し、回転が止まる前のソーチェーンが腕に当たった。（腕切創）

《飲食店》 ○事故の型：高温・低温の物との接触 ○休業見込み：25日 ○60代女性（経験年数1ヶ月）

閉店作業中に、フライオイルをフライヤーから引っ張り出すとき、足首などにかかった。（火傷）